介護老人保健施設ライフ明海

訪問リハビリテーション(介護予防訪問リハビリテーション)

運　営　規　程

(主　旨)

第１条　医療法人社団弘成会が開設する介護老人保健施設ライフ明海(以下「ライフ明海」という。)が実施する訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

(事業の目的)

第２条　訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）は要介護状態又は要支援状態にある者と認定された利用者(以下「利用者」という。)に対し、適正な訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第３条　訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）の従事者は、要介護者又は要支援者が居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の居宅において、理学療法、作業療法、その他必要なリハビリテーションを行うことにより、心身の機能の維持回復を図る。

２　訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）の実施に当たっては、居宅介護支援事業者その他保険医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるとともに、関係市町とも連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

(名称及び所在地)

第４条　事業所の名称及び所在地は次の通りとする。

（１)名　称　　介護老人保健施設ライフ明海

（２)所在地　　兵庫県明石市藤江２０１番地

(職員の職種、員数及び職務内容)

第５条　訪問リハビリテーションの従事者の職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

管理者　　１名（介護老人保健施設管理者兼務）

管理者は、訪問リハビリテーション等の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

理学療法士　２名(常勤)

理学療法士は、医師の指示及び訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）計画に基づき、利用者の心身機能の回復を図るために必要なリハビリテーション、指導を行う。

（営業日及び営業時間）

第６条　事業所の営業日及び営業時間は次の通りとする。

(1)　営業日　　月曜日から土曜日
（ただし、祝日、振替休日、12 月 30 日から 1 月 3 日を除く。なお、利用者・家族希望による依頼はその限りではない。）

(2)　営業時間　午前 9 時 00 分から　午後 5 時 00 分までとする。
なお、電話等により、常時連絡が可能な体制とする。

（通常の事業の実施地域）

第７条　事業の実施地域は、明石市とする。

（サービス内容と利用料その他の費用の額）

第８条　訪問リハビリテーションの内容は次のとおりとする。

(1) 病状・障害の観察
(2) 日常生活の指導
(3) リハビリテーション
(4) 介護方法の指導
(5) 住環境改修の指導

1　訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）を提供した利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、訪問リハビリテーションが法定代理受領サービスであるときは、各利用者の負担割合に応じた額とする。

2　交通費については、通常のサービス実施地域内であれば徴収しない。

3　通常の事業の実施地域を越えて行う訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）に要した交通費は実費とする、なお自動車を使用した場合の交通費は次の額とする。

一　通常の事業実施地域を越えた地点から片道 10 キロメートル未満　　1,000 円

二　通常の事業実施地域を越えた地点から片道 10 キロメートル以上　　1,500 円

4　サービス提供の実施記録を利用者に交付する場合は、コピー料金１枚につき１０円を徴収する。

（個人情報の保護）

第９条　職員は、利用者又はその家族の個人情報の保護に配慮するものとし、業務上知り得た秘密を保持する。

（賠償責任）

第１０条　当事業所は、サービスの提供に伴って、事業所の責に帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行う。

（利用目的の特定）

第１１条　利用者の個人情報は、運営方針に必要な範囲を超えて取り扱わない。ただし、個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）第１６条第３項に掲げる場合

その他法令に基づく場合は、この限りでない。

（身体の拘束等）

第１２条　当事業所は、原則として利用者に対し身体拘束を廃止する。但し、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため等緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、当事業所の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載する。

（虐待の防止等）

第１３条　当事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下に揚げる事項を実施する。

（１）虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。

（２）虐待防止のための指針を整備する。

（３）虐待を防止するための定期的な研修を実施する。

（４）前３号に揚げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

（褥瘡対策等）

第１４条　当事業所は、利用者に対し良質なサービスを提供する取り組みのひとつとして、褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに、褥瘡対策指針（別添）を定め、その発生を防止するための体制を整備する。

（事業所の利用に当たっての留意事項）

第１５条　通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）利用に当たっての留意事項を以下のとおりとする。

- 当事業所利用中の食事は、特段の事情がない限り事業所の提供する食事を摂取いただくこととする。食費は第10条に利用料として規定されるものであるが、同時に、事業所は第９条の規定に基づき利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、食事内容を管理・決定できる権限を委任いただくこととする。
- 飲酒・喫煙は必ず決められた場所・方法でお願いします。
- 火気の取り扱いは禁止いたします。
- 設備・備品の利用は職員の許可又は指示に従ってください。
- 所持品・備品等の持ち込みは最小限でお願いいたします。
- 金銭・貴重品の管理は個人管理でお願いいたします。
- 施設内での宗教活動・政治活動・賭博行為等は、禁止いたします。
- ペットの持ち込みは禁止します。
- 他利用者への迷惑行為は禁止する。

（非常災害対策）

第１６条　消防法施行規則第 3 条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第８条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

（１）　防火管理者には、事務長を充てる。

（２）　火元責任者には、各階の主任を充てる。

（３）　非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は、防火管理者が立ち会う。

（４）　非常災害設備は、常に有効に保持するよう努める。

（５）　火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たる。

（６）　防火管理者は、従業員に対して防火教育、消防訓練を実施する。

①　　防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難）……年２回以上
（うち１回は夜間を想定した訓練を行う）

②　　利用者を含めた総合避難訓練……年１回以上

③　　非常災害用設備の使用方法の徹底……随時

その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。

（７）当事業所は、（６）に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

（業務継続計画の策定等）

第１７条

１　当事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対し通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

２　事業所は従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施する。

３　事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画変更を行う。

（雑　則）

第１８条　この規程の施行に関し必要な事項は、ライフ明海が定めるものとする。

附　則

この規程は令和８年 ８月１日から施行する。